

日本学生支援機構

貸与奨学金

採用時説明会

1.奨学生証

2.奨学生のしおり

3.返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）

●保証依頼書・保証料支払依頼書・親権者（後見人）同意書 【機関保証制度選択者のみ】

- 奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと
- 返還誓約書の作成方法



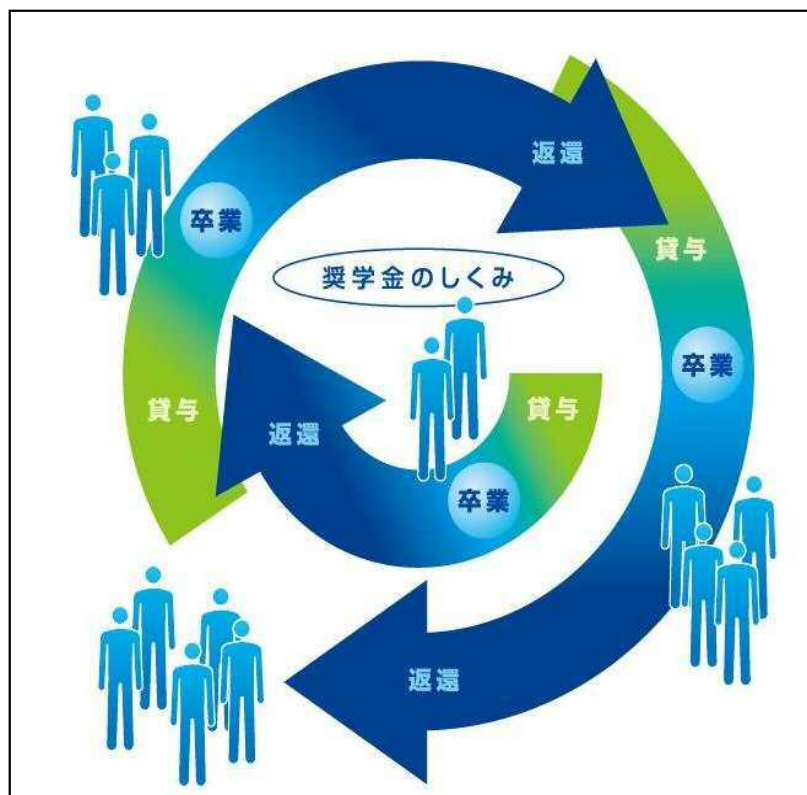
- 奨学金のしくみを理解する
- 貸与中の手続きなど、学校の指示を守る
- 奨学生としての自覚を持って、勉学に励む

知ってほしいこと

1. 奨学金制度



奨学生のしおり
はじめに 1



- 日本学生支援機構の貸与奨学金は、**借りるもの**です。
- 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
- **借り過ぎに注意**してください。

2. 奨学金の説明会

採用時説明会（4月～7月頃）

適格認定説明会（毎年12月～2月頃）

返還説明会（10月～12月頃）

※連絡は、学内掲示板とライブキャンパスで行います。
※実施方法や日時の連絡に注意してください。

3. 連絡が必要なとき



奨学生のしおり

第一部 1、2、3 第二部 4、5、6

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

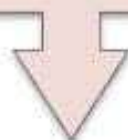
※手続きを行う場合は、提出期限があります。

☐ 改氏名・住所変更	☐ 振込口座の変更
☐ 退学	☐ 貸与月額の変更（増額・減額）
☐ 休学・復学	☐ 利率の算定方法の変更(第二種のみ)
☐ 留学	☐ 返還方式の変更（第一種のみ）
☐ 転学・編入学	☐ 連帯保証人・保証人の変更 （住所変更等含む）
☐ 転学部（科）	☐ 機関保証制度への変更（ 機関保証制度 から人的保証制度への変更はできません。）

4. 奨学金の返還の流れ

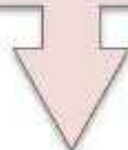


貸与終了後、5か月目頃
「口座振替加入通知書」が届く



振替口座(リレー口座)からの振替

※ 振替は毎月27日(金融機関の休業日は翌営業日に振替)



返還終了:返還完了通知

貸与終了月の7か月後の
27日から返還開始

※ 2021年3月卒業の場合、
2021年10月より返還開始

5. 返還が困難となったときの救済制度

奨学金の返還が困難な場合、救済制度があります。



奨学生のしおり
第三部 13

(1) 在学猶予：在学している期間、返還する期限を先延ばしにする制度

(2) 減額返還：月々の割賦金を1／2もしくは1／3に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度

(3) 返還期限猶予：返還が困難になったときに、返還する期限を先延ばしにする制度

在学猶予は、在籍する学校に相談

減額返還や返還期限猶予は、日本学生支援機構に相談

6. 延滞したとき



- 延滞金の賦課
- 保証機関からの督促（機関保証）
- 連帯保証人・保証人への督促（人的保証）
- 個人信用情報機関への登録
- 裁判所への法的手続き

など

延滞する前に、必ず、日本学生支援機構に相談してください。



奨学金貸与・返還シミュレーションとは



貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです。

登録の手続きは
必要ありません



日本学生支援機構ホームページ
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)



あなたの奨学金情報を確認したり、
奨学金継続などの手続きができます。



日本学生支援機構ホームページ
(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)



ログイン・
新規登録ボタン



あなたと日本学生支援機構との間の
奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合、
奨学金の振込みは、止まります！

「返還誓約書」を提出しない場合、
奨学金を借りることはできません。

返還誓約書の作成方法

詳細は、「奨学生のおしり」で確認してください

・ 第一種奨学金	機関保証	しおりp. 34-35
・ 第二種奨学金	機関保証	しおりp. 36-37
・ 第一種奨学金	人的保証	しおりp. 38-39
・ 第二種奨学金	人的保証	しおりp. 40-41

①

返 還 誓 約 書

(兼個人情報情報の取扱いに関する同意書)

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸金を下記のとおり使用いたします。

つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸付奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、奨学学生のおしり記載の取扱いにしたがひ返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」といふ)に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用するに同意します。また、裏面の「個人情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が使用した学貸貸し金は、

第二種奨学金(利息付)であり、機関保証を選択しました。

②

¥	2	4	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

③

樊学

奨学生 本人	奨学生番号 在学校	820-01-000000 日本学生支援大学	学年 001	所属学部 工学部	所属学科 工学部
	住所 〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1	電話番号 03-1111-1111	携帯電話番号 090-0000-0000	印	
	氏名 署名	(奨学 太郎)	フリガナ ヨシガキ タロウ		

5

条件

条件 （予定）	貸与期間		貸与月数	貸与月割	貸与額計
	2020年4月～2024年3月	48	50000	2400000	
2020年4月～2024年4月					
2020年4月～2024年5月					
2020年4月～2024年6月					
2020年4月～2024年7月					
2020年4月～2024年8月					
2020年4月～2024年9月					
2020年4月～2024年10月					
2020年4月～2024年11月					
2020年4月～2024年12月					

返還の条件	元金	元金利息	利息	元金利息	元金利息	元金利息
⑦	180	16769	16769	16917		
選定された利率の注：利率が未確定の計算しています。	3018568					8516
						50361
						19908

1 または 2 のどちらかを選択
(提出後に変更することはできません)

⑥

選拔
注：
計算

【参考】令和2年
算した場合の返還

※所得連動返還方式を選択した場合は
月賦返還となりますので、
割賦方法選択の必要はありません

印字内容に誤りがある場合は、訂正が必要です。
「奨学生のおしり」p.42を参考に訂正し、「訂正届」を作成・提出してください。

④

保証人・親権者など各人が署名・押印
※代筆は認められません。添付書類と氏名・印が一致しない場合や
同一筆跡・同一印は不備となります。

親権者 (1)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区山谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999	氏名 (英字 一郎) フリガナ ショウカケ イチロウ	印
	続柄 父	** 年 月 **日生	勤務先	電話番号 *****
	*****記入不要*****			
親権者 (2)	住所 〒 162 - 8431 東京都新宿区山谷本村町 10-7	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000	氏名 (英字 春子) フリガナ ショウカケ ハルコ	印
	続柄 母	** 年 ** 月 ** 日生	勤務先	電話番号 *****
	*****記入不要*****			
本人 以外 の 連絡先	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 090-9999-9999	氏名 (機構 次郎) フリガナ キョウ シロウ	印不要
	続柄 おじ	昭和 49 年 1 月 1 日生	勤務先	*****
*****	住所 〒 -	*****	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	*****
*****	氏名 ***** フリガナ	*****	*****	*****
*****	続柄	** 年 ** 月 ** 日生	*****	*****

- ・「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書」(2冊一不可)

各自、必要な添付書類が記されています。必ず確認してください

学校での点検者印	学校番号	104900
	区 分	00
	学部学科	2006
	学 籍 No	123456
		2020/04/11 000001 (2020/04)

返還誓約書の作成方法 参考：第二種奨学金

※第二種奨学金の「返還の条件（目安）」の記載は、利息分を含めた金額ですが、これは上限利率の年3.0%（増額貸与部分は年3.2%）で仮計算された暫定のものです。

※返還の際に適用される利率は貸与終了時に決定されます。

印字された金額は確定したものではないので注意してください。

返還の条件 (目安)	返 還 期 日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金	
	月賦返還	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円	
	1	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)					3018568円
	併用返還	月 賦 分 毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円	
	2	半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円	
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)					3019908円	
選択された利率の算定方法：利率固定方式							
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。							

[参考] 令和2年3月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.1%、増額貸与部分は年0.3%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返 還 期 日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	月賦返還	毎月27日	180回	13483円	13483円	13530円
		月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				2426987円
	併用返還	月賦分 毎月27日	180回	6741円	6741円	6810円
		半年賦分 毎年1・7月の27日	30回	40453円	40453円	40459円
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)					2427045円

▲参考：直近の貸与終了者に実際に適用された利率で計算した場合の返還例

1. 返還誓約書の種類



奨学生のしおり
第二部 2

4種類あります。

「貸与奨学生のしおり」の該当ページを確認し、作成してください。

返還誓約書の種類	「奨学生のしおり」のページ
第一種奨学金 機関保証	34～35ページ
第二種奨学金 機関保証	36～37ページ
第一種奨学金 人的保証	38～39ページ
第二種奨学金 人的保証	40～41ページ
保証依頼書【機関保証選択者のみ】	30～31ページ

2. 保証制度の種類

①機関保証

一定の保証料を支払うことで、保証機関から保証を受けます。
保証料は、毎月の奨学金から差し引かれます。

保証料を支払っているから返還しなくて構わないというわけではありません。

人的保証への変更はできません。

②人的保証

連帯保証人と保証人の両方を選任して保証を受けます。

事情が変わるなどして、連帯保証人や保証人を選任することができなくなったときは、すぐに学校に相談してください。



用語説明

- 「連帯保証人」とは、奨学金の返還について本人と同等の責任を負います。
- 「保証人」とは、あなたや連帯保証人が返還できなくなったとき、あなたに代わって返還する人です。

※保証人には、申し出により認められる「分別の利益」等の権利があります（連帯保証人にはありません）。

① 連帯保証人の選任条件



奨学生のしおり
第二部 2-3

原則として**父母**のどちらか

奨学生が未成年者の場合は親権者（または未成年後見人）

- 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者（婚約者を含む）は認められません。
- 債務整理中（破産等）の人は認められません。
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、連帯保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。

② 保証人の選任条件



奨学生のしおり
第二部 2-3

原則として本人および連帯保証人と**別生計**で
父母を除いた**65歳未満の4親等以内**である成年親族

- 未成年・学生等の保証能力がない人は認められません。
- あなたの配偶者（婚約者を含む）及び連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）は認められません。
- 債務整理中（破産等）の人は認められません。
- 奨学金申込時（予約採用の場合は進学届提出時）に保証人は65歳未満でなければいけません。
- 貸与終了時に、あなたが満45歳を超える場合は、保証人はその時点で60歳未満でなければいけません。

③ 連帯保証人・保証人の選任における注意点



奨学生のしおり
第二部 2-3

- 4親等以内の親族でない成人を連帯保証人または保証人に選任する場合
- 保証人に65歳以上の人を選任する場合

その方がⅠ～Ⅲのいずれかの条件をみたし、
「返還保証書」と「資産等に関する証明書類」を提出することが必要です。

Ⅰ 年間収入・所得で判定

- ・給与所得者 年間収入 **320**万円以上（証明書類：源泉徴収票、年金振込通知等）
- ・給与所得者以外 年間所得 **220**万円以上（証明書類：確定申告書控（受付印のあるもの）等）

Ⅱ 預貯金・不動産評価額等で判定

合計額が貸与予定総額以上（証明書類：預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等）

Ⅲ 上記ⅠとⅡの組み合わせで判定

$I + (II \div 16)$ で算出される金額が（給与所得者の場合） **320**万円以上
（給与所得者以外の場合） **220**万円以上

※年金は給与として扱います

※給与所得以外 + 給与所得の方の判定基準は年間所得220万円です

3. 返還誓約書に添付する書類



奨学生のしおり
第二部 2-5

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

- 第一種奨学金および第二種奨学金の両方を貸与（併用貸与）されている人は、それぞれの返還誓約書に、証明書類の**添付**（印鑑登録証明書は**原本の添付**）が必要です。〔2部必要〕
- 第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた人も、それぞれの返還誓約書に証明書類の**添付**（印鑑登録証明書は**原本の添付**）が必要です。〔2部必要〕
- 印鑑登録証明書は、返還誓約書に印字された日付から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

① 機関保証制度を選択した人



奨学生のしおり第一部1、第二部 2-5

機関保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（1点）

必 要 書 類

保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書・
親権者（後見人）同意書【機構・協会用】

② 人的保証制度を選択した人



奨学生のしおり
第二部 2-5

人的保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（3点）

	必 要 書 類
1	連帯保証人の印鑑登録証明書
2	連帯保証人の収入に関する証明書類（コピー可、直近の1年間の収入が分かるもの）
3	保証人の印鑑登録証明書

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

※ 海外赴任などで一時的に国外居住となり、印鑑登録証明書や「収入に関する証明書類」が取得できない場合は、奨学金担当窓口にご相談してください。

返還誓約書の作成方法



連帯保証人の「収入に関する証明書類（直近の1年間の収入が分かるもの）」は、
「奨学生のしおり」を確認し、次のいずれかを提出してください。（コピー可）

収入の状態・状況	証明書類	発行所
給与所得または給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給与・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控）「税務署の受付印があるもの」	税務署
確定申告書（控）の提出ができない場合	納税証明書（その2）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書 又は 年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 、 非課税証明書	市区町村の役場

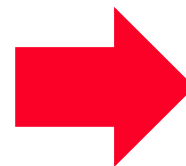
返還誓約書の作成方法

③ 機関保証・人的保証制度共通



奨学生のしおり
第二部 2-5

※返還誓約書右下「添付書類」に『奨学生本人の「住民票」』と記載がある場合は、本人の住民票も必要となります。



添付書類

- ・奨学生本人の「住民票」(市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可)
- ・「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書」(コピー不可)

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

4. 記入時の注意点



奨学生のしおり
第二部 2-4

➤ 署名について

- 黒または青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。

➤ 押印について

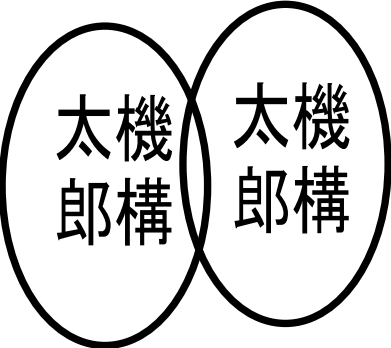
- 朱肉を使用する印鑑で押印すること（スタンプ印・ゴム印等は使用不可）。
- 各自、それぞれの印鑑を押印すること。
- 連帯保証人・保証人は実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）で押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

➤ 印字内容の訂正について

- 奨学金担当窓口にご相談してください。



➤ 正しい押印について

					
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

- ・朱肉が薄かったり、重ねて押したりした場合は、不備となります。
うまく押印できなかったときは、失敗した印を二重線で消し、
それと重ならないように、もう一度押印してください。
- ・スタンプ印・シャチハタ等による押印は認められません。



➤ 署名・押印等の訂正方法について

[例]

支援 次郎		印
機構 次郎	次支 郎援	次機 郎構

※ 修正テープ、修正液の使用はできません。

※ 印字内容の訂正が必要なときは、工学部HPから「訂正届」をダウンロードしてください。

※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は全て訂正してください。

※ 訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

※ 「高（はしごだか）」や「崎（たつさき）」の様な異体字を使う人の場合、スカラネット入力時には異体字での入力ができないため、「高」「崎」の通用字体で入力してもらいましたが、署名は正式名で行う必要があります。その場合、印字されている姓名と訂正する必要はありません。

「返還誓約書」提出前のチェックリスト

提出（郵送）の前にチェックを行い、不備のない状態で提出してください

- 署名・記入漏れはないか
 - ☐ 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン使用不可）
 - ☐ 「奨学生本人欄」はあなたが署名しましたか
 - ☐ [人的保証の場合]連帯保証人・保証人の署名は、それぞれに署名してもらいましたか（同一筆跡不可）
 - ☐ [機関保証の場合]連絡先の者の署名は、その人に署名してもらいましたか（同一筆跡不可）
 - ☐ あなたが未成年者の場合、親権者（後見人）全員の署名（それぞれの人が署名）はありますか（同一筆跡不可）
 - ☐ 希望する割賦方法にレ点がありますか **※返還誓約書提出後、割賦方法の変更は原則できません。**
 - 押印漏れ・印相違はないか
 - ☐ あなた・連帯保証人・保証人・親権者等、必要な全員の押印はありますか（同一印不可）
 - ☐ 連帯保証人・保証人は実印で押印していますか（印鑑登録証明書と照合）
 - ☐ 朱肉で鮮明に押印していますか
 - 訂正方法は適切か
 - ☐ 署名に訂正があった場合、二重線で消した署名の上から訂正印（各自の押印した印）が押され、直近の余白に正しい署名はありますか
 - ☐ 書き誤った部分を削ったり、上から紙を貼ったり、修正液を使ったりしていませんか
 - 添付書類はそろっているか
 - ☐ [人的保証の場合]連帯保証人の印鑑登録証明書・収入に関する証明書類はありますか
 - ☐ [人的保証の場合]保証人の印鑑登録証明書はありますか
 - ☐ [人的保証の場合]印鑑登録証明書に記載の住所と「返還誓約書」連帯保証人・保証人欄の住所は同じですか
 - ☐ [人的保証の場合]連帯保証人・保証人が4親等以内の親族でない場合、又は保証人が65歳以上の方の場合、返還保証書・資産等に関する証明書類はありますか
- ＜注意＞連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書は必ず原本でなければなりません。**
併用貸与者はそれぞれ原本を2部用意する必要があります。
コピーでよいのは収入に関する証明書類のみです。
必ず、マイナンバーの記載がないものを添付してください。
- [機関保証の場合]保証依頼書はあるか
 - ☐ 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン不可）
 - ☐ 保証依頼書の申込日は、「返還誓約書」に印字された日付と同じ日付ですか
 - ☐ 保証依頼書の親権者は、「返還誓約書」の親権者(1)・(2)欄と同人数・同一人物ですか
 - ☐ あなた・親権者（後見人）は各自が署名・押印していますか（同一筆跡・同一印不可）

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**貸与型の奨学金**です。

卒業後は、**あなたが**責任をもって**返還**しなければいけません。

※ただし、返還が困難な人を対象として、救済制度が設けられています。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明会には出席し、書類の**提出期限は守ってください**。
- **借りすぎに注意してください**。
- 休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口に届け出てください。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。